主 原判決中上告人敗訴の部分を破毀する。 本件を宇都宮地方裁判所に差戻す。

理 由

上告代理人Aの上告理由は、別紙上告理由書記載のとおりである。

上告理由第一点(2)について。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)